

(新) 自由主義型資本主義国家の「男性性」

社会－政治的再生産の基盤としての家族を解きほぐす

武田 宏子*

本稿の主要目的は、新自由主義型資本主義国家に内在する「男性性」が、家族という制度を媒介として維持・再生産されることによって、権威主義的統治の展開に結びつく過程を確認し、こうした政治状況に対する対抗政治の可能性を探ることにある。このため、まず、フェミニスト政治経済学の知見を整理し、新自由主義的「ホモ・エコノミクス」が表向きにはジェンダー中立を装いながら、実質的には女性の無償ケア労働を不可視化しつつ搾取する構造を浮き彫りにする。さらに、「男性性」は女性／男性集団それぞれの内部での分断を誘発し、社会経済脆弱者に対する暴力と結びつくことも示す。

こうした作業を踏まえて、本稿では、「企業家的主体」たる個人を家族に位置づけ、幸福な家族生活を奨励する日本の近現代の統治の手法を生政治／死政治の展開の観点から検討する。最後に、対抗政治の事例として「家族の廃止」論やニュー・ミュニシパリズムの実践を取り上げる。

キーワード：新自由主義、資本主義国家、家族、企業家的主体、フェミニスト政治経済学

1. はじめに

2025年10月21日、高市早苗が日本の憲政史上初の女性の内閣総理大臣に選出された。その高市が、首相就任を目指す過程で自身の政策マニフェストとして出版したのが、『美しく、強く、成長する国へ。——私の「日本経済強靱化計画」』（高市 2021）である。本書では、新型コロナウイルス感染症パンデミック以後の成長戦略や国家防衛、安全保障に関する具体的な政策アイデアだけではなく、彼女の政策構想が根差す基本的な考え方も詳らかにされている。たとえば、序章においては、日本人の命と生活が危機にさらされる場合には「機動的な財政出動」も辞さず、国民を守り抜いて、彼らが安心して生活できる「未来を拓く」という高市の政治家としての強い覚悟が示され、この目的のために優先されるべき政策課題として安全保障と経済成長の確保が強調されている。同時に、そ

うした高市の国家構想は、「機会の平等」が保障された環境において、「自立と勤勉の倫理」をもって競争に励み、「リスクをとって」「出る杭」になろうとする積極的で、強い行為者である国民像を前提としたものである。そして、『「自分さえ得をすればいい」「今さえ良ければいい」という考え方で行動する」「一部の方」を、社会コストの増大を引き起こすゆえに社会保障制度を損なう存在であると強く批判する論調は、挑戦し、勤勉に励む義務を果たしていない場合は、セーフティネットが適用されないことを容認しているようにも読める (ibid.: 19-20)。

こうした高市の政治家としての志向性と政策構想は、次の2点において、「男性性」に根差していると見なせる。第一に、経済成長を通じて「国民を守る」という高市の政治姿勢は、ジョアン・トロント (Joan Tronto) が「保護パス」と「生産パス」

* 名古屋大学大学院法学研究科教授

という用語を用いて批判的に検討した「覇権的男性性」(hegemonic masculinity)に基づいた、従来は男性によって担われていたケアの形態に合致する。トロントによれば、男性は自分の家族である女性や子どもを保護し、また、生産活動に従事することで家族が生活するための経済的資源を賃金という形で得るという広義の「社会的ケア」行為に従事してきたが、これにより、しばしば、家庭内で日々行われる具体的なケア行為を担う責任からは免除されてきた。その上で、この種の男性によるケア行為は、経済的資源に加え、資本主義社会での正統な「市民」としての権威と権力を男性に付与するのみならず、家族という親密な関係で生じる暴力を覆い隠すものでもあった。言いかえれば、「保護パス」と「生産パス」を通じたケア行為は、女性や子どもに対する家父長的支配と密接に結びついている (Tronto 2013)。関連して、第二に、積極的にリスクと機会を求めて活用し、競争を通じて他者を圧倒して経済的および社会的に強くあることを志向するのは、次節で論じるように、金融経済が主導する新自由主義型資本主義社会における行為者に期待される行動様式であり、やはり、「男性的」という表現で言い表される性質に深く結びつけられる行為規範である。

コロナ・パンデミックの中で書かれた高市の政策構想は、したがって、危機的状況での国家による財政出動を容認するものの、強くて有能な行為者が自らの努力と才覚を通じて経済成長を実現し、安全な生活と社会を自律的に実現するという点においては、新自由主義型の資本主義の前提を引き継ぐものであった。フィリップ・ミロウスキ (Phillipe Milowski) やウェンディ・ブラウン (Wendy Brown) が、新自由主義的統治が表向きは「自生的秩序」や国家による規制の排除を強調しつつも、実践としては権威主義的で強権的な権力行使を行ってきたと既に指摘していることを踏まえると (Milowski 2013; Brown 2019)、男性性に深く根差す高市の政策構想が新自由主義の政治経済とどのように連続しているのかについて丁寧に検討することは重要であると考えられる。

そこで、本稿では、まず、新自由主義型資本主義経済の「男性性」について既存の議論を手掛かりに確認した上で、そうした「男性性」が家族を基盤としてどのように維持され、再生産されているのかについて、現代日本の状況も踏まえて検討する。以上の作業を行った後、第3節では、新自由主義型資本主義経済に対抗する構想として、近年、議論が展開されている「家族の廃止」論やニュー・ミュニシパリズムを取り上げて、現状に対するオルタナティブのあり方を探る。

II. 新自由主義型資本主義経済と「男性性」

フェミニスト経済学による重要な貢献のひとつは、近代経済学が前提とする「ホモ・エコノミクス」(*homo oeconomicus*、日本語では「合理的経済人」という用語も使用される)のモデルが表向きはジェンダー中立的な「個人」の体裁をとりながら、実際には「男性的」な存在であることを指摘し、批判したことであった。「ホモ・エコノミクス」という暗黙の前提は、政治経済の標準と正常性、普遍性を「男性性」に結びつけることで、女性は経済や政治の世界である「合理的な」「公的領域」に対して「他者」であり、感情的かつ非合理的な「私的領域」において、家族に対する無償のケア労働を専ら担う役割を受け持つ存在であるという理解と生活実践を裏づけてきた (Ferber and Nelson 1993; Folbre and Nelson 2000; Fineman and Dougherty 2005)。このように、公的領域と私的領域の分離というロジックは、女性が男性に対して従属的に位置づけられる社会経済的構造を下支えしてきたが、にもかかわらず、こうした理解に基づいた「ホモ・エコノミクス」は、近代自由主義に根差した政治理論や正義論に深く埋め込まれ、政治的正統性が付与されてきただけでなく、学術的真理でもあると広く認められてきた (Pateman 1989; Okin 1989)。フェミニスト経済学による「ホモ・エコノミクス」批判は、この用語が意味するところと日々、繰り返されている日常生活上の

実践の間に存在するギャップを浮き彫りにし、こうした努力を通じて、女性が社会経済的に周辺化された上でその現実が不可視化されるメカニズムを説明するための努力であった。

ウェンディ・ブラウンは、2015年に出版された著書において、近代経済学による「ホモ・エコノミクス」にまつわる「誤った」理解が、新自由主義が浸透した現代の状況にも持ち越されただけではなく、ジェンダー関係を通じて女性が劣位に置かれる構造が「強化され」たが、この過程において、「不可視化」という「根本的な転換」が観察されることを指摘している。ブラウンによれば、公的インフラストラクチャーの私有化や商業化が進み、社会サービスが縮減される文脈において、子どもや高齢者など、「自分自身に責任を負うことができない人びと」に対して、女性が不均等に「ケア（筆者補足）」責任を負っている程度に応じて、ペナルティが科される。同時に、そうした家庭内や地域で女性が行う無償ケア労働（「すでに認知しにくくなっている世帯内での労働や、そうした労働の延長として行われ拡大しつつある、公的投資が減少している状況での学校やコミュニティでのボランティア労働、そして市場と世帯の間のジェンダー化された労働の役割分担」）は、資本（「人的資本、企業資本、金融資本」）に関心が集中する中で、分析の射程からは消えてしまい、問われなくなる（Brown 2015: 105-7）。ブラウンは以下のように論じている。

言いかえれば、新自由主義的な「ホモ・エコノミクス」は、それが優越性を獲得し、浸透する過程において、ジェンダー化されるとともに人びとをジェンダー化するが、このことは、それ自体では判別しにくい。世帯内、あるいはその外において、あらゆる形式のケアを提供することに関して女性が依然として責任を負っていることは、新自由主義が私有化を通じて解体しようとしている目に見える社会的インフラストラクチャーを女性たちが必要としており、同時に、自己に投資すること

が前提とされる人的資本の世界を維持するために、彼女たちが目に見えないインフラストラクチャーとして位置づけられていることを意味する。したがって、「ホモ・エコノミクス」の人間像の問題は、人間の生と生活を生み出し、維持するまさにその人びととの実践を否定することに関して錯覚が存在していることである。さらに、本来的にイデオロギー的な統治が行われる際の真理を「ホモ・エコノミクス」が構成するようになると、言いかえれば、法律や統治行為、政策、日常生活のあり方を組織化する際に用いられるようになると、排除された人びとや実践に課される負荷やその不可視性は強化される。

(Ibid.: 106-7)

新自由主義に深く埋め込まれた「男性性」がケア労働責任を介在して、女性たちが社会経済的に劣位に位置づけられる構造を再生産するだけでなく強化した上で、そのメカニズムを把握すること自体を困難にしているというブラウンの指摘は重要ではあるが、とはいえ、この時点の議論では、「女性」の間での世代やライフ・ステージの違いが十分に考慮されているとは言い難い。この点に着目したのが、アンジェラ・マクロビー（Angela McRobbie）やロザリンド・ギル（Rosalind Gill）、キャサリン・ロッテンバーグ（Catherine Rottenberg）による議論である。彼女たちは、新自由主義が政治社会に浸透するにつれ、女性たち、特に若年女性たちが企業家の主体（entrepreneurial subject）となるように促される傾向に着目する（McRobbie 2009; Gill 2016; Gill and Scharff 2013; Rottenberg 2018; Banet-Weiser et al. 2019）。豊かで幸福な人生を有能に、自らの責任でもって設計し、実現する企業家の主体は、近代的な「ホモ・エコノミクス」の人物像を引き継ぐものであるが、ギルが論じたように、女性の自立とエンパワーメントに関するリベラル・フェミニズムの言語を取り入れることで、自己実現を目指して奮闘する意欲的な若年女性が「理想的な新自由主義的主体」

として語られるようになった (Gill 2016; Gill and Scharff 2013)。こうした議論と交錯するように、ボニー・マン (Bonnie Mann) は、若年の白人女性性が、アメリカ合衆国の主権的男性性 (sovereign manhood) と、男女間のねじれた平等という二重の意味での奇妙な表象になったと指摘している (Mann 2014)。これに対し、「新自由主義フェミニズム」という用語を提案したロッテンバーグは、FacebookのCEOであったシェリル・サンドバーグ (Sheryl Sandberg) などを例として、職業および家庭生活での個人としての成功の実現が、フェミニズム運動によって長く追求されてきた社会的かつ集団的正義に優先されるようになったことで、最終的には大資本を所有する男性エリートの権益を強化する帰結を招いたことに注意を促している。ロッテンバーグ自身は、「新自由主義フェミニズム」はフェミニズムではないと言い切ることはしないが、他方で、「社会的正義の新たに分節化されたヴィジョン」に向けて、フェミニズムを再設定する必要性を訴えている (Rottenberg 2018)。こうしたギルやマン、ロッテンバーグの議論から示唆されるのは、新自由主義の「男性性」の「女性」集団への浸透である。上記のブラウンの議論を踏まえると、新自由主義が強く影響する現代的状況では、「男性性」を受容し、活用できる程度によって、「女性」は分断されているように見受けられる。

以上で言及した新自由主義の「男性性」の「女性」集団への影響を検討する既存の研究に対して、近年では、直接的に男性の動向に焦点を当てる議論が活発に展開されている (Mann 2014; Cornwall et al. 2016; Salzinger 2016; Brown 2019; Garlick 2023a)。たとえば、レズリー・サルジンガー (Leslie Salzinger) は、メキシコにおける新自由主義型政治経済体制への転換が、エリート／非エリートという異なる社会経済的ポジションにある男性に違う形で作用し、エリート男性の権力の拡大が観察される反面、非エリート男性は経済的能力だけではなく、家族の場におけるジェンダー化された権力をも失ったと指摘し、その上で、この過程全般を通じて起こったことは、新たな新自

由主義的政治経済体制秩序の創出であったと論じている (Salzinger 2016)。スティーヴ・ガーリック (Steve Garlick) は、こうしたサルジンガーの議論を前出のブラウンが2019年に出版した『新自由主義の廃墟で』の中で言及した白人男性の「憤り」 (ressentiment) と関連づけて (Brown 2019)、新自由主義型の社会経済システムの維持に「覇権的男性性」が寄与しているメカニズムを浮き彫りにしようと試みている。ガーリックによれば、この過程には、二つの側面が存在している。第一に、「覇権的男性性」は新自由主義型政治経済システムと、それを構成し、維持する主体の再生産には必要不可欠な要素であり、このことは、たとえば、労働者階級に属する男性が、雇用を通じて男性としての優越性を確保できないことから生じる脆弱性の感覚の代償として、家庭内において「覇権的男性性」を主張し男性としての主体構築を試みる過程によって例示される。第二に、ガーリックは、サルジンガーが分析したメキシコの金融市場で働く男性の例に立ち戻り、これらの男性が肉体と社会経済的文脈から切り離された合理的な意思決定者として自らを位置づけ、経済的に不安定な時代において祖国に対してさえ危険をもたらす可能性が高い国際金融ゲームに従事することができるのは、「覇権的男性性」が複雑で不確実な現実を扱いやすいものに単純化し、「改善」することに寄与するからだと指摘している。フリードリッヒ・フォン・ハイエク (Friedrich von Hayek) に焦点を当てた別稿の議論も踏まえて (Garlick 2023b)、ガーリックは、新自由主義には社会生活の複雑性を制限したり、退けたりすることで単純化する傾向があり、これにより市場を基盤とした経済を通じて日常生活を組織化することから生じる恒常的な緊張や不安といった感情を和らげることが可能となるが、その反面、こうした傾向は、しばしば過剰に暴力的なやり方で経済社会を統御しようとする衝動に結びつくとして分析する。以上をまとめて、ガーリックは次のように論じている (Garlick 2023a, 2023b)。

男性性は新自由主義的主体および経済システムの持続的な再生産における要素であり、また、グローバル金融経済を取り扱う際の不確実性を統御するための手段でもある。それは、人びとの生と生活におけるグローバル金融経済のもつれ合いの複雑さが十分に認識されることを効果的に妨げる。男性性が社会的責任と他者との関係性を最小化することで、これらの男性たちは、自分たちが働く社会経済システムに埋め込まれた不平等を永続化する。(Garlick 2023a: 183)

ブラウンからギルやロッテンバーグ、マンを経由して、サルジンガーやガーリックに至る新自由主義の「男性性」をめぐる議論から得られる主要な示唆は次の3点に整理される。第一に、新自由主義の「男性性」は、男性ジェンダーと女性ジェンダーの間に存在する不平等な権力構造を、不平等な状態を保ったまま強化するが、この過程は不可視化されている。さらに、第二の点として、そうしたジェンダー不平等な権力構造のアップデートは、女性集団と男性集団内において等しく経験されるわけではない。一部の女性、特にエリート若年白人女性にとっては、「男性性」を基準として主体形成を行い、職業および家庭生活を組織することで、言い換えれば、「男性性」に適合し、これを活用することで、自らを「理想的な新自由主義的主体」として構成し、提示することが可能である。これに対し、非エリート男性は、職業的な優越性を得られない補償として、家庭内で「覇権的男性性」を行使するように駆り立てられる。その結果、第三に、「男性性」は、新自由主義政治経済体制において、職業生活や家庭生活の「成功」や「幸福」が測られる中核的な尺度として現れるが、他方で、時に、過度な単純化を通じた暴力的かつ権威主義的な形で行使される。

このように考えると、ミロウスキが指摘した新自由主義の暴力を誘発する傾向が「男性性」と関連して、一層重要性を帯びてくる。デーヴィッド・ハーヴェイ (David Harvey) は、2005年に出版さ

れた『新自由主義——その歴史的展開と現在』において、この思想潮流に基づいた政治的プロジェクトを、金融や不動産資産を有する有産階級が彼らの階級権力を維持するために動員し、利用する統治のツールであると議論しているが (Harvey 2005)、こうしたハーヴェイの見解を踏まえて、ミロウスキは、新自由主義型の政治経済体制の実態は統治される側に位置づけられる者の観点から見返すと、特定の考え方や行為の仕方を上から一方的に押し付けられる、権威主義的で暴力的な支配であることに注意を促す。ミロウスキによれば、この種の統治メカニズムは、統治される人びとの間で憤怒や鬱憤、混乱を引き起こし、そうした負の感情は、マスメディアを通じて拡散されることで広く共有され、新自由主義社会における「敗者」に位置づけられる、より社会経済的に脆弱な立場の者に対して向けられるようになる。ミロウスキ自身の言い方では、新自由主義型の政治経済体制において経済的に困窮している者は、「まさに跪いているという理由により」暴力の対象となる (Mirowski 2013: 129-31)。

ブラウンもまた、『新自由主義の廃墟で』において、新自由主義の暴力的で権威主義的な側面に着目しているが、この時、彼女が特に注意を向けるのは、絶え間なく競争が繰り返され、優越性を継続的に証明しなければならない現代的状況での「避難所」として認識される「家族」が果たす役割である。新自由主義型政治経済体制において、「家族」は、社会や政治の共同体から切り離され、個人化されたバラバラな存在が安息を得られる「私的な保護された領域」(personal protected sphere)として理解されるだけではなく、宗教的な道徳観や伝統的家族観に基づいて、その枠組みから外れる人びとを規律し、排除する仕掛けでもある (Brown 2019)。端的に言えば、「男性性」に根差した新自由主義型政治経済体制の暴力は、家族を通じて作用する。次節では、より具体的に日本の文脈に即しながら、家族と関連して新自由主義の「男性性」とそれが誘発する暴力について、さらに考察を加えていく。

III. 家族と新自由主義型資本主義経済 ——日本の経験を考える

メリンダ・クーパー (Melinda Cooper) による『家族の価値』(Cooper 2017) は、新自由主義が政治制度改革、特に福祉国家制度の転換を導く思想として位置づけられるようになったレーガン政権以降に、アメリカ合衆国の統治システムにおいて家族が再配置されていった過程を精査し、新自由主義型資本主義の統治の実践において家族が不可欠な役割を果たしていることを浮き彫りにした労作である。クーパーが分節化した統治に関わる家族の役割は多岐にわたるが、特に次の3点が重要である。

第一に、表向きには、経済活動の自由と市場メカニズムの自律性を重視し、国家による経済システムへの介入をなるべく排除する新自由主義型政治経済では、国家が提供する福祉サービスや社会サービスが縮減される傾向にあり、その結果、日々の生活の保障を確保する責任は「個人」にあると理解されるようになる。けれども、実態としては、アメリカ合衆国のような新自由主義の影響力が特に強い国家においても、個人は「家族」に位置づけられ、これを上手く経営することで生活保障を図ることが奨励される。この時、「家族」は、「企業家的主体」としての個々人が、その努力と才覚の結果として勝ち取る「幸福」の具体的なあり方を提示し、また、そうした目標を実現するための媒体と見なされる (Cooper 2017)。とはいえ、キャシー・ウィークス (Kathi Weeks) がウェンディ・ブラウンを参照しながら的確に指摘したように、家族内に位置づけられた「個人」は、実際には家族内でジェンダー役割を担い、ジェンダー化された主体として行為することを求められることから、家族生活が展開する空間においては新自由主義の原則が求める「自律的な個人」と家族内での「社会性」と「協調性」の必要性の間で緊張が高まり、こうした状況は決して解決されることがない¹ (Weeks 2023: 439)。

関連して、第二に、国家が教育や社会サービス

の提供から撤退したことの結果として、家族は商品化された様々なサービスを計画的に消費しながら日常生活を運営することが求められるようになる。すなわち、「家族」は医療や教育など、生活を成り立たせるサービスの提供者であるだけでなく、生活の安定とウェルビーイングを確保する責任を全うするために、医療保険や教育ローンなどの金融商品を購入して管理する経営体であり、これを通じて金融経済における債務者となる²。

最後に、家族形成とその経営に関するパフォーマンスは、現代の新自由主義型資本主義経済を生きる人びとを格付けし、評価する基準として用いられ、家族責任を十分に果たしていないと見なされる場合は、再教育や、あるいは、排除の対象となる。クーパーは、クリントン政権による福祉国家制度改革以降、ブッシュやオバマなど歴代政権によって続けられてきた「健全な結婚」(healthy marriage) と「責任ある父性」(responsible fatherhood) を主軸とする異性愛結婚家族を称揚するアメリカ国家の政策に繰り返し注意を促し (特に第7章)、こうした国家による家族を規律するための政策イニシアティブを有色人種の女性ひとり親世帯 (第3章) や HIV 感染が拡大していた状況での同性愛者の性行動 (第5章) にまつわるモラル・パニックと対比させ、合衆国の政治的文脈における家族を通じた生政治 (biopolitics) と死政治 (necropolitics) が交錯するダイナミズムを可視化してみせた (Cooper 2017)。

合衆国における新自由主義に強く影響された政治経済の具体的な制度改革過程を検討するクーパーの議論を日本における家族政策の展開を踏まえて見直すと、興味深い類似点と相違点を見出すことができる。アジア太平洋戦争敗戦後の占領期であった1940年代後半から1950年代前半の間、日本では、政府主導で、「家族計画」(family planning) の考え方の普及と推進が図られた。この時、「家族計画」ということばが意味していたのは、「余剰人口」問題が喫緊の政治課題となっていた世相を反映して、一世帯に生まれる子どもの数を制限する「出生管理」に加え、適切な知識

とスキルを身に着け十分な経済資源を確保し、慎重に計画を立てて子どもを作り、育てるという意味で適切に管理・運営される家族の形成を意味していた。言いかえれば、「家族計画」とは、家族の「経営」に関する「合理的」な態度と実践のことであり、このアイディアの普及を図った政治的イニシアティブは、市井の人びとが幸福な生活の実現を目指して家族を「企業する」(enterprise) ための知識とスキルを身に着けることに重きを置いていた。日本政府は、合衆国の大資本と密接な関係を持っていた国際家族計画連盟 (International Planned Parenthood Federation) などの国際機関や、超党派の政治家、国内の民間団体、学識経験者などと広く協力して、「家族計画」やそれに付随した「科学的家事」と「合理的家計管理」を普及する国民運動を後押しし、こうした運動が企業の福利厚生活動の一環として、家族のより豊かで幸せな生活を実現しようと行動する家庭の主婦たちを巻き込んで、日本各地で活発に展開された。その結果として、1950年代から1960年代の間に、家族は「適切に」計画され、運営される必要があり、そうした自律的な行動様式が幸福に結実するという理解が広まっていった³ (Garon 2002; Takeda 2005a, 2005b; 荻野 2008)。

日本における「家族計画」の導入・普及・浸透は、クーパーが議論したレーガン政権以降の新自由主義的制度改革が進行した時期より30年ほど前に、「企業家的主体」たる個人を家族に位置づけ、家族を有能に、適切に経営することを通じて幸福の実現を図るように奨励する統治手法が日本で既に実践されていたことを示すものである。その上で、さらに、次の3点の相違点を確認することが重要であろう。まず、第一に、クーパーが論じた合衆国の例では、経済構造の再編とそれに付随した福祉国家制度の機能縮減の必要性から、福祉／社会サービスの提供者としての家族に自律的で有能な経営の責任ある実施が求められた。対して、日本では、福祉国家制度の整備がようやく始まるのが高度成長期を経た1960年代から1970年代にかけてのことであり、1973年には「福祉国家

元年」が宣言されるが、その直後のオイルショックの発生による経済停滞を受けて財政支出の抑制が始まり、福祉国家制度の拡大は放棄された。以後、社会的支出、特に社会保障給付は、国際的な比較において一貫して低い水準に留まり (武川 2007)、この傾向に一定の変化の兆しが見え始めたのはごく最近の岸田文雄内閣 (2021～2024) による「新しい資本主義」を掲げた政策変更の試みであった。ただし、岸田政権の政策転換は結局、十分に実施されることなく、新しく誕生した高市政権によって終結が宣言されている。すなわち、「家族計画」の政治的イニシアティブは、家族が福祉／社会サービスの提供者としての責任を果たす以外のオプションが存在しない福祉国家制度が未発達だった段階で始まり、そうした制度的条件が日本では継続してきたと見なす方が適切である (大沢 1993, 2014)。

加えて、第二に、高度成長期という製造業が全盛であった状況にあって、日本の家族は、政府が主導した貯蓄増強運動を通じて合理的な家計管理と貯蓄行動に励むように促された。この時、貯蓄の目的としては、将来、特に老後への備えと次世代の教育が強調され、幸福な家族生活の構築と維持に不可欠なものとして説明された。そして、このようにして集められた貯蓄は、国家の経済成長を実現するための資本として役立てられた (Garon 2002; Takeda 2005b)。経済構造の転換にともない、現在では、日本政府自らが「貯蓄から投資へ」の方向性で金融行動の変容の必要性を唱道しているが、日本の家族のリスク回避志向型の金融行動、とりわけ、貯蓄への高い志向性は継続している (内閣府 2024)。

最後に、生政治と死政治のダイナミクスは日本でも家族を通じて展開しているが、合衆国の状況との比較において、日本では生政治と死政治を分かち際に、人種主義ではなくジェンダーと家族規範がより強調されるように見受けられる⁴。1950年代以来現在まで、異性愛結婚カップルが形成する男性稼ぎ主型の「標準家族」が「適切に」運営される家族像として支配的な位置を占めており、他方

で、そうした「標準家族」のライフスタイルから外れた者たち、特に、「夫セーフティネット」(竹信 2021: 8)に欠ける単身高齢女性や女性ひとり親世帯の間で相対的貧困率が国際的に突出して高く、社会経済的に脆弱な状況に追いやられる傾向は現在でも存続している(武田 2022, 2023a, 2023b)。

以上をまとめると、日本では、「企業家的」家族を動員した統治手法が新自由主義の影響力が世界的に広まる以前から活用されてきたが、そこで想定されていた家族は家父長制の意味合いが強い「男性稼ぎ主型家族」だった。1980年代以降、日本でも産業構造や雇用システムの転換がポスト・フォードイズム型へと移行する方向で進み、また、晩婚化・少子化の傾向など、家族のライフスタイルも変化した。けれども、家族をめぐる制度は、1980年代に「専業主婦」による家庭内無償ケア労働を通じた国民経済への貢献を認定する形で、税と社会保障の制度改革を行った後(横山 2002)、現在に至るまで「標準家族世帯」の経済状況の最適化を図る方向での議論が続いており、制度の「個人化」が進められた他の先進国とは異なる展開を見せている。2020年代半ばの現在では、家族形成後も働き続ける女性が増えており、大人2人以上で構成される世帯の間では共働き家族が主流となっているが、給与水準や雇用形態、職務上の地位に関するジェンダー格差は依然として大きく、女性集団の間で社会経済的に脆弱な者が多いことの要因となっている。

そうした制度的環境にあって、日本の家族は、各家族による「企業する」ことが可能な程度によって階層化され、異なる階層間のギャップは拡大しているように見受けられる。たとえば、三浦まりが日本に紹介した「新自由主義的母性」の議論(三浦 2015)を踏まえて⁵、額賀美沙子と藤田結子が2016年から2020年にかけて行った首都圏在住の有職女性⁶55名を対象としたインタビュー調査の結果から、日本の家族の生活実践とそこで展開するジェンダーに関わる権力関係について、次の2点の重要な知見を得ることができる。まず、第一に、学歴を問わず、調査対象者が自分を雇用

を「家計補助」ではなく「家計維持分担」として認識しているにもかかわらず、家庭での子育て責任は全般的に女性に偏っている(額賀・藤田 2022: 第4・5章)。第二に、大卒女性と比べると非大卒女性の方が家庭内の無償ケア労働の分担やキャリア形成に関する交渉力が弱く、夫との平等な関係を築くことに苦勞する傾向が観察される(ibid.: 第5章)。特に2点目の問題に関して、額賀と藤田は先行研究を参照しながら、夫側に「妻のケア責任への固執」と「支配の志向性」が観察されることを示唆しており(ibid.: 156-60)、この点に、ガーリックの議論と共通して、社会経済的に脆弱な立場にある男性が新自由主義的環境において、家庭内で「男性性」を発揮する振る舞い方に駆られる傾向が認められる。

とはいえ、現代的状況では、家族形成にコミットできること自体が特権化しているとも考えられる。既に言及したように、日本では家父長制的「男性稼ぎ主型家族」に属さない女性や子どもたちの間で相対的貧困率が著しく高い。このことは、先述した竹信三恵子が提示した用語が示すように、「家族」、より直接的には、家族賃金を得るための夫の雇用がセーフティネットの役割を果たしてきたことを示している。しかしながら、新自由主義的制度改革が進められた1990年代以降、「自己責任」原則が男女を問わず「個人」に強く求められる傾向が強まった一方で、男性集団の間でも非正規雇用が増加するなど雇用の質が悪化したことから、男性が安定した家族賃金を確保して妻と子どもを扶養する従来型の男性稼ぎ主型家族を形成することが難しくなった。こうした変化にもかかわらず、家族制度の転換や女性の就業状況の改善はなされず、その結果として、男性の間では1990年代から、また、近年では女性の中でも未婚化が進み、単身世帯が増加した。2020年の国勢調査によると、50歳代の未婚率は、男性では28.25%、女性では17.81%である。こうした人口と家族形成傾向の推移を踏まえると、新自由主義の「男性性」は、日本の家族が成り立つ基盤そのものを浸食していったようにも見受けられる。

さらに、ミロウスキが指摘したように、生活困窮者に対して「まさに跪いているという理由により」暴力が行使される風潮が日本でも近年、観察される。たとえば、阿部彩の調査によれば、オーストラリアやイギリスと比べると、日本では、「ふつうに生活」を送るための「必需品」を認める回答の割合が全般的に低くなる傾向があり、特に、目を引くのは、子どもの誕生日のお祝いを「必需品」と回答したのがイギリスでは93%であるのに対し、日本では35%であったことである。日本の回答者の95%が自分自身の子どもには誕生日のお祝いを与えているのに、生活困窮の状態にある場合は必需品とは見なさないという結果を、阿部自身は日本には「清貧」の理想論が存在するゆえだと解釈している(阿部 2011)。けれども、規律権力や死政治の議論を踏まえると、生活困窮者世帯の子どもを「ふつう」の枠組みから切り離れた上で異なる取り扱いを求めるのは、ミロウスキが言うところの「跪かせる」暴力が行使されている側面が否定できないと考えられる。

実際、2007～2008年の世界金融危機後、日本でも生活困窮者をターゲットとしたモラル・パニックが、「最後のセーフティネット」と位置づけられる生活保護に関連して生じている。2010年代に入ると、生活保護費の不正受給を告発するキャンペーンが著名な政治家の主導で展開され、「生活保護バッシング」と言われる風潮が高まったことを経て、生活保護制度は就労自立支援と生活相談に重きを置く方向で改革された。また、2013～2015年には、保護費の大幅な引き下げが実施されたが、この措置は2025年6月、最高裁判所によって違憲と判断されている。生活保護制度を長年研究してきた岩田正美は、2021年に出版した著書で、この制度の現状は捕捉率が低く、必要な人に必要な支援が届いていないことから、制度を解体し、「編みなおす」ことを提案しているが(岩田 2021)、こうした研究者の介入にもかかわらず、保護費の受給者を非難するキャンペーンは定期的に繰り返されており、実態とは裏腹に、生活保護制度は、現在に至るまで、社会的に「忌むべきも

の」を体現するとされ、モラル・パニックが引き起こされる際に集団的嫌悪が向けられる対象として名指しされる「フォーク・デビル」(Cohen 2002 [1972]) の典型例であり続けている。

以上のように見ていくと、家族を通じて新自由主義の「男性性」が作用し、その過程で暴力の行使と結びついている現状は、家父長的な政治経済的権力構造の上層部に位置づけられている者たちがその優越性を一層強化し、対して、社会経済的に脆弱な者がより脆弱化する権威主義的統治として解釈できる。新自由主義の名の下に展開する政治的プロジェクトが権威主義的統治に転化するという結論は、特に目新しかったり、珍しいものではなく、既にブラウンやミロウスキを含め、多様な論者によって広く提示されている。そして、次節で検討する「家族の廃止」論は、こうした権威主義的統治に、日常生活の場における対抗政治を構想するための議論である。

IV. 「家族の廃止」論と ニューミュニシパリズムの試み

「家族の廃止」(Family Abolitionism) は近年、ソフィー・ルイス (Sophie Lewis) やアルヴァ・ゴッツビイ (Alva Gotby)、M. E. オブライアン (M. E. O'Brien) といった論者によって精力的に展開されている議論である (Lewis 2021, 2022; Gotby 2023; O'Brien 2020, 2023)。Abolitionism という用語が示すように、「家族の廃止」は、アメリカ合衆国の文脈で奴隷解放運動から刑務所廃絶運動へと発展した一連の政治運動と批判理論から着想を得ており、刑務所廃絶運動の代表的論者であり活動家でもあるアンジェラ・Y. デービス (Angela Y. Davis) やルース・ウィルソン・ギルモア (Ruth Wilson Gilmore) が実践してきたように (Davis et al. 2022; Wilson Gilmore 2022)、政治活動の実践者が理論家と教育者の役割も務め、政治実践と理論の間に有機的な往還ダイナミクスを構築することを重視するアクション・リサーチ (action research) として展開されている。

同時に、「家族の廃止」論を十分に理解するためには、この思想および政治運動が自らを左派ユートピア思想／政治運動として位置づけていることにも注意を払う必要がある。この意味で、「家族の廃止」論は、いまだ存在しない社会や制度の「勇敢な」ヴィジョンを提示し、現行の政治社会を作り変える試みを「誘発する」ことを目指すものであり、そのために、たとえばルイスは、フィラデルフィアを拠点として言論活動だけではなく、「人びとの分離を終わらせ、人と共にある」ことを目指したオンラインでの教育課程を提供している (Lewis 2022)。

とはいえ、こうした「家族の廃止」論の自己規定は、この政治理論／運動が既存の家族に関する議論から影響されていないことを意味するわけではない。むしろ、「家族の廃止」を訴える論者たちは、自分たちの議論をこれまで等閑視されてきた歴史上の「家族の廃止」に関する議論の長い系譜に積極的に位置づけている。この時、特に重要なのは、シャルル・フーリエ (Charles Fourier) のユートピア社会主義、革命期ロシアのアレクサンドラ・コロンタイ (Alexandra Kollontai) による家族制度改革と自由恋愛論、そして、1960年代のシルヴィア・フェデリーチ (Sylvia Federici) やセルマ・ジェームズ (Selma James) による「家事労働に賃金を」運動である。

まず、フーリエは、家族が市場の専制の基礎を成しているという理解から、一夫一婦制以外の婚姻制度のほかに、共同キッチンや無料の食堂、ユニバーサル・ベーシック・インカムを提案した (Lewis 2022)。対して、コロンタイは、ロシア革命直後にレーニン夫妻との親密な交流から社会福祉政策の責任者に任命され、家父長制からの女性の「解放」とエンパワーメントを目的として、民事婚の導入や離婚制度の自由化、共同保育や家事の社会化の制度化などを試みている。さらに、コロンタイは、自由恋愛の実践者として、二者間の「不健康な」排他的愛情に代わり、同志愛 (comradely love) を提唱して、同性の友人と息子との同居生活を続けた (Ghodsee 2022)。こうした先行例に対

して、「家事労働に賃金を」運動は、愛の名の下に日々行われている家事が無償労働であるという主張を展開したが、その目的は、資本主義経済の統治エリートと資本家に対して、家族の生活を維持するための家事がそれに従事する者たちの「賃金」を抑制し、資本主義経済システムの円滑なオペレーションを確保して利益を拡大するための不当な労働であり、搾取のメカニズムであることを示すためだった (Federici 2020)。前出のウィークスが2011年に出版された著書『仕事という問題』で明確に指摘しているように (Weeks 2011)、こうした「家事労働に賃金を」運動の主張は、家事労働の価値を高めたり、実際に賃金を獲得することを狙っていたのではなく、オートノミスト・マルクス主義の流れを汲んで、家事を「[資本主義経済を構成する] 仕事として拒否する」ことを目的としていた。

これらの点を踏まえて、「家族の廃止」論は、家族を血縁に限定せず、知人、友人、隣人、地元の人などを含む緩やかな人と人とのつながりに開放する構想を提示している。ここで具体的に念頭に置かれているのは、たとえば、パトリシア・ヒル・コリンズ (Patricia Hill Collins) が提唱した *othermothering* の考え方である。アメリカ合衆国で黒人の母親が実践してきた子育ての経験に依拠して、ヒル・コリンズは、自分の子どものみをケアするのではなく、コミュニティ全体が「養護者」として振る舞い、常に他の誰かの子どもの「追加の親」(an extra parent) であるという関係性のあり方が歴史的に存在してきたことを指摘した。「家族の廃止」論者のひとり、ゴッツビィが家族の代替策を見出すのは、*othermothering* に代表されるコミュニティ・レベルでの政治実践であり、こうした実践がケアを中心に据えた政治的リーダーシップに発展しようと主張した (Gotby 2023)。他方で、オブライアンは、コミュニンに着目し、以下のような構想を提案している (O'Brien 2020, 2023: 219-33)。

再生産労働を共同で行い、子育てを分かちあ

う200人ぐらいの人々のコミュニオン。彼らの中には性的な快楽と充足を求める者もいるが、そこでは、あらゆる者の人間関係上のニーズと発育上のニーズが満たされるように努力される。この時、個々人の間で愛情やロマンティックな関係、個人的な絆が選択され、結ばれることは妨げられない。

(O'Brien 2020)

以上のオブライアンの提案は、ロンドンで実際に活動したAngry Workers of the Worldコレクティブの経験を下敷きにしており、したがって、現実世界での経験に基づくヴィジョンであると言える。オブライアンの議論を受けて、ルイスは異議申し立てのための共同キッチンや子育ての協働、安全な休息場所の共有は「家族の廃止」の出発点となると論じているが、自身が新型コロナ・パンデミックの最中にフィラデルフィアで経験したように、共同生活の実践は政治経済に関する「異なる」理解につながる一方で、自治体の方針の転換など制度的な条件の変化に影響されて、バラバラとなった人びとは、家族に「再規律化」されることも指摘している (Lewis 2020: 75-9)。

ルイス、ゴッツビィ、オブライアンによる「家族の廃止」論を読み進めると、それぞれが異なる提案をしているような議論の多様さと広範さが強く印象に残る。そうした議論の仕方は、「家族の廃止」論が開始されてからまだ日が浅く、論者間の意見交換が刺激となっている段階にまだあるということだけではなく、彼女たちの議論が特定の形式での共同生活のあり方を提示するというよりは、従来の家族関係が家父長制的資本主義経済システムの所有制度と権力関係に分かち難く結びついており、だからこそ人と人を分断する方向に作用するということをはっきりとする目的で展開しているからでもある。家族という誰もが特有の経験を持つ親密な問題に関しては、そもそも代替ヴィジョンを構想する必要があると受け入れることから議論を開始する必要がある。「家族の廃止」が広く議論されるまでの道のりは遠く、歴史が示

してきたように、強い反対に満ちている。

けれども、「家族の廃止」論のそうしたユートピア論的側面が現実政治の統治の実践とまったく関わりがないと結論づけるのもまた早計である。「家事労働に賃金を」と「家族の廃止」論と同様、オートノミスト・マルクス主義に根差すニュー・ミュニシパリズム (New Municipalism) は、地方自治体が時に国家と対抗しながら、「ヘゲモニックな合意を戦略的に動揺させ」ることを通じて、「入り組んだ階層型であり、父権主義的な自由民主主義的資本主義国家」に対して「オルタナティブな政体」の構築を目指すラディカルな政治の実践であり、そこでの企図の射程は、環境正義や「政治の女性化」を取り込んだ市民の主体性や常識の転換にも及んでいる (Roth, Russell and Thompson 2023; Russell, Milburn and Heron 2022)。実際、バルセロナにおけるニュー・ミュニシパリズムの実践の源泉が、不動産の無断占拠 (squatting) であったように、この試みには、住民や協同組合、地元の小規模ビジネスを巻き込んだ住宅政策や街づくり、ケア政策の立案と実施にとどまらず、近隣の住民同士や行政サービスの提供者と住民の関係性に加え、都市の生活空間を組み替え、コミュニティで実際に生活する人と人との関係性を紡ぎ直すことまでもが含まれている。さらに、ニュー・ミュニシパリズムを実践する自治体は、Fearless Citiesという国境を越えたネットワークを構築し、国民国家を飛び越えて情報共有と政治的実践のテクニクに関する相互学習を進めた (Miralles-de-Inperial 2022; Thompson 2021)。

V. まとめにかえて

地球上の異なる地域で進んでいる、新自由主義の「男性性」が引き起こす問題に取り組み、人と人との関係性を再構築することで民主政治を作り直そうと試みる多様な政治的実践を踏まえると、「家族の廃止」論を単なる絵空事と片づけてしまうことはできない。むしろ、この議論からどのような政治的想像力の可能性が拓かれるのかについて

て考察を進めることは、現状を批判的に検討するためには不可欠なステップであると考えられる。

冒頭で言及した高市早苗の首相選出は、「再分配」の重要性を強調した「新しい資本主義」や、「聞く力」といった人と人の間に存在する相互依存性に対して、実効性や本気度を不問とすれば一定の配慮を示そうとしたそれ以前の政権の政策方針から、「男性性」に根差した新自由主義の方向への揺り戻しであったとも解釈できる。今後、高市がどの程度、これまでに表明した彼女自身の政治アジェンダに基づいて政権運営を行うのかは、現時点では不透明である。けれども、今後の日本の政治の行方を見定め、批判的に検討するためにも、世界の異なる場所において新自由主義の「男性性」に対抗する批判理論が練り上げられ、政治運動として実践されていることを確認し、これらの動向から学ぶことは有用であろう。こうした批判理論や政治実践はフェミニストによる議論、特にフェミニスト政治経済学の研究の蓄積に依拠している。だからこそ、この豊かな学術的潮流をさらに進展させるための努力を続けていく必要がある。

注

- 1 もちろん、この問題は、ナンシー・フォルブレによる『見えない心』において、理論的に指摘されている (Folbre 2001)。
- 2 こうした家族の経済システムにおける位置づけの転換は、ウォルフガング・ストリークが指摘した「債務国家」(debt state) から「財政再建国家」(consolidation state) への変化に沿ったものであった。非常に図式的な書き方になるが、一連の過程は、1970年代までに巨額に膨れ上がった国家財政の赤字削減を目的として支出が抑制される必要性から緊縮財政政策を基調とした「財政再建国家」へと移行したが、それによって教育や医療にかかわる国内の需要そのものが減るわけではなく、そのギャップを埋めるものとして家計の負債が拡大したと理解される (Streek 2014, 2024)。
- 3 本論では紙幅の都合上、「新生活運動」という名称で展開した国民運動の実態を詳細に紹介することはできないが、拙著を含め、参考文献とし

て挙げた文献において当時の活動記録を基に議論されているので、そちらを参照されたい。戦後の早い段階で開始された「新生活運動」を「企業する」という観点から評価することは、運動の中核的担い手であった主婦たちが新しい「民主国家」日本の家族を形成し、運営するという意欲に突き動かされていただけではなく、しばしば社宅という空間で展開された運動が、地域社会の管理・運営や企業 (特に、製鉄などの主要製造業) のより良いパフォーマンスの実現と結びつけられて展開していたという点でも重要である。

- 4 この点は、日本において人種主義が生政治／死政治と関連して問題化されていないということの意味するものではない。別稿で指摘したように (Takeda 2011)、日本の場合は、むしろ、無自覚的に家族形成が日本人同士で行われるという前提が存在し、したがって、そもそも人種主義が考察の対象から外されているという排除と不可視化の問題があり、この点は稿を改めて考察される必要がある。
- 5 三浦は「新自由主義的母性」を第二次安倍晋三政権 (2012～2020年) による政策との関連で取り上げているが、2008年の拙稿で議論したように、「企業家的」母親やそうした母親が有能かつ効果的に運営する家族像を推奨するような政策イニシアティブは、日本では2000年代前半の政策文書で既に提示されている (Takeda 2008, 2011)。
- 6 正規・非正規の両方の雇用形態を含む (額賀・藤田 2022: 206)。

参照文献

- 阿部彩, 2011, 『弱者の居場所がない社会——貧困・格差と社会的包摂』講談社。
- Banet-Weiser, Sarah, Rosalind Gill and Catherine Rottenberg. 2019. “Post-feminism, Popular Feminism and Neoliberal Feminism?: Sarah Banet-Weiser, Rosalind Gill and Catherine Rottenberg in Conversation.” *Feminist Theory* 21 (1): 3-24.
- Brown, Wendy. 2015. *Undoing the Demos: Neoliberalism's Stealth Revolution*. Zone Books. (中井亜佐子訳, 2025, 『いかにして民主主義は失われていくのか——新自由主義の見えざる攻撃』(新装版) みすず書房)
- . 2019. *In the Ruins of Neoliberalism: The Rise*

- of Antidemocratic Politics in the West. Columbia University Press. (河野真太郎訳, 2022, 『新自由主義の廃墟で——真実の終わりと民主主義の未来』人文書院)
- Cohen, Stanley. 2002 [1972]. *Folk Devils and Moral Panics: The Creation of Mods and Rockers*. Routledge.
- Cooper, Melinda. 2017. *Family Values: Between Neoliberalism and the New Social Conservatism*. Zone Books.
- Cornwall, Andrea, Frank G. Karioris and Nancy Lindisfarne. 2016. *Masculinities under Neoliberalism*. Zed Books.
- Davis, Angela Y., Gina Dent, Erica R. Meiners and Beth E. Richie. 2022. *Abolition. Feminism. Now*. Haymarket Books.
- Federici, Sylvia. 2020. *Revolution Point Zero: Housework, Reproduction, and Feminist Struggle*, Second Edition. PM Press.
- Ferber, Marianne A. and Julie A. Nelson. 1993. *Beyond Economic Man: Feminist Theory and Economics*. The University of Chicago Press.
- Fineman, Martha Albertson and Terence Dougherty. 2005. *Feminism Confronts Homo Economics: Gender, Law, and Society*. Cornell University Press.
- Folbre, Nancy. 2001. *The Invisible Heart: Economics and Family Values*. The New Press.
- Folbre, Nancy and Julie A. Nelson. 2000. "For Love or Money—Or Both?" *Journal of Economic Perspectives* 14 (4): 123–40.
- Garlick, Steve. 2023a, "Technologies of (In)security: Masculinity and the Complexity of Neoliberalism." *Feminist Theory* 24 (2): 170–87.
- . 2023b. "Of Men and Markets: Hayek, Masculinity and Neoliberalism." *Economy and Society* 52 (1): 158–78.
- Garon, Sheldon. 2002. "Saving for 'My Own Good and Good of the Nation': Economic Nationalism in Modern Japan." In *Nation and Nationalism in Japan*, edited by Sandra Wilson, RoutledgeCurzon.
- Gill, Rosalind. 2016. "Post-postfeminism? New Feminist Visibilities in Postfeminist Times." *Feminist Media Studies* 16 (4): 610–30.
- Gill, Rosalind and Christina Scharff. 2013. *New Femininities: Postfeminism, Neoliberalism and Subjectivity*. Plgrave Macmillan.
- Ghodsee, Kristen. 2022. *Red Valkyries: Feminist Lessons from Five Revolutionary Women*. Verso.
- Gotby, Alva. 2023. *They Call It Love: The Politics of Emotional Life*. Verso.
- Harvey, David. 2005. *A Brief History of Neoliberalism*. Oxford University Press. (渡辺治監訳, 2007, 『新自由主義——その歴史的展開と現在』作品社)
- 岩田正美, 2021, 『生活保護解体論——セーフティネットを編みなおす』岩波書店.
- Lewis, Sophie. 2021. *Full Surrogacy Now: Feminism against Family*. Verso.
- . 2022. *Abolish the Family: A Manifesto for Care and Liberation*. Verso.
- Mann, Bonnie. 2014. *Sovereign Masculinity: Gender Lessons from the War on Terror*. Oxford University Press.
- McRobbie, Angela. 2009. *The Aftermath of Feminism: Gender, Culture and Social Change*. Sage.
- Miralles-de-Inperial, Júlia. 2022. *Fearless Cities: Municipalist Politics in Action*, translated by Ailish Holly and Maria Friel. Fundació Sentit Comú.
- Mirowski, Philip. 2013. *Never Let a Serious Crisis Go to Waste: How Neoliberalism Survived the Financial Meltdown*. Verso.
- 三浦まり, 2015, 「新自由主義的母性——『女性の活躍』政策の矛盾」『ジェンダー研究』(お茶の水女子大学ジェンダー研究所)第18号: 53-68.
- 内閣府, 2024, 「令和6年度年次経済財政報告(経済財政政策担当大臣報告)——熱量あふれる新たな経済ステージへ」, 内閣府ホームページ, (2025年11月9日取得, https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je24/pdf/all_01.pdf).
- 額賀美沙子・藤田結子, 2022, 『働く母親と階層化——仕事・家庭教育・食事をめぐるジレンマ』勁草書房.
- O'Brien, M. E. 2020. "To Abolish the Family." *Endnotes*, 5. Accessed on November 9, 2025. <https://endnotes.org.uk/articles/to-abolish-the-family.pdf>.
- . 2023. *Family Abolition: Capitalism and the Communizing of Care*. Pluto Press.
- 荻野美穂, 2008, 『「家族計画」への道——近代日本の生殖をめぐる政治』岩波書店.
- Okin, Susan M. 1989. *Justice, Gender and the Family*. Basic Books. (山根純香・内藤準・久保田裕之訳, 2013, 『正義・ジェンダー・家族』岩波書店)
- 大沢真理, 1993, 『企業中心社会を超えて——現代日本を〈ジェンダー〉で読む』時事通信社.

- . 2014, 『生活保障のガバナンス——ジェンダーとお金の流れで読み解く』有斐閣.
- Pateman, Carole. 1989. *The Disorder of Women*. Polity Press. (山田竜作訳, 2014, 『秩序を乱す女たち? ——政治理論とフェミニズム』法政大学出版局)
- Russell, Bertie, Kier Milburn and Kai Heron. 2022. "Strategies for a New Municipalism: Public-Common Partnerships against the New Closure." *Urban Studies* 60 (11): 2133–57.
- Roth, Laura, Bertie Russell and Matthew Thompson. 2023. "Politicising Proximity: Radical Municipalism as a Strategy in Crisis." *Urban Studies* 60 (11): 2009–35.
- Rottenberg, Catherine. 2018. *The Rise of Neoliberal Feminism*. Oxford University Press. (河野真太郎訳, 2025, 『ネオリベラル・フェミニズムの誕生』人文書院)
- Salzinger, Leslie. 2016. "Re-Making Men: Masculinity as a Terrain of the Neoliberal Economy." *Critical Historical Studies* 3 (1): 1–25.
- Streek, Wolfgang. 2014. *Buying Time: The Delayed Crisis of Democratic Capitalism*, translated by Patrick Camiller. Verso. (鈴木直訳, 2016, 『時間かせぎの資本主義——いつまで危機を先送りできるか』みすず書房)
- . 2024. *Taking Back Control?: States and State Systems after Globalism*, translated by Ben Fowkes and Joshua Rahts. Verso.
- 高市早苗, 『美しく、強く、成長する国へ。——私の「日本経済強靱化計画」』(2021, WAC), Kindle.
- Takeda, Hiroko. 2005a. *The Political Economy of Reproduction in Japan: Between Nation-State and Everyday Life*. RoutledgeCurzon.
- . 2005b. "Governance through the Family." In *Contested Governance in Japan*, edited by Glenn D. Hook. RoutledgeCurzon.
- . 2008. "Structural Reform of the Family and the Neoliberalisation of Everyday Life in Japan." *New Political Economy* 13 (2): 153–72.
- . 2011. "Reforming Families in Japan: Family Policy in the Era of Structural Reform." In *Home and Family in Japan: Continuity and Transformation*, edited by Ronald Richard and Allison Alexy. Routledge.
- 武田宏子, 2022, 「ジェンダーからパンデミック下の生政治・死政治を考える」『年報政治学』2022-I 巻: 15–34.
- . 2023a, 「『再生産』の危機と国家—現代日本から考える」『日本比較政治学会年報 危機と国家』第25号: 111–39.
- . 2023b, 「パンデミックとジェンダー化された生と死」『法律時報』95巻9号(通巻1193号): 34–9.
- 武川正吾, 2007, 『連帯と承認——グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会.
- 竹信三恵子, 2021, 「『女性不況』で問われる格差社会のフェミニズムの可能性」『現代の理論』第53号: 4–10.
- Tronto, Joan C. 2013. *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice*. New York University Press. (岡野八代監訳, 相馬直子・池田直子・富岡薫・對馬果莉訳, 2024, 『ケアリング・デモクラシー——市場、平等、正義』勁草書房)
- Weeks, Kathi. 2011. *The Problem with Work: Feminism, Marxism, Antiwork Politics, and Postwork Imaginaries*. Duke University Press.
- . 2023. "Abolition of the Family: the Most Infamous Feminist Proposal." *Feminist Theory* 24 (3): 433–53.
- Wilson Gilmore, Ruth. 2007. *Golden Gulag: Prisons, Surplus, Crisis, and Opposition in Globalizing California*. The University of California Press.
- . 2022. *Abolition Geography: Essays Towards Liberation*. Verso.
- 横山文野, 2002, 『戦後日本の女性政策』勁草書房.

掲載決定日: 2026年5月11日

Abstract

Untangling the Manliness of the (Neo)Liberal Capitalist State: The Family as the Foundation of Socio-Political Reproduction

Hiroko Takeda*

The primary purpose of this paper is twofold. First, it examines how the “manliness” inherent in the (neo)liberal capitalist state, reproduced through the institution of the family, becomes an indispensable part of authoritarian governance. Second, it explores in what ways counter-politics to such a governance system could be developed by referring to both academic discussions and political practices in the US and Europe. Drawing on feminist political economy, the paper attempts to articulate how the neoliberal “homo oeconomicus,” while ostensibly gender-neutral, renders invisible and exploits women’s unpaid care labour within the family, provoking divisions within both female and male populations and fostering violence against the socioeconomically vulnerable.

Building on this analysis, the paper examines Japan’s modern and contemporary governing practices — which locate individuals as “entrepreneurial subjects” within the family and encourage them to build and maintain a happy family life — through the lens of biopolitics and necropolitics. Finally, it takes up family abolitionism and new municipalism as cases of counter-politics against authoritarian neoliberal governance.

Keywords: neoliberalism, capitalist state, family, entrepreneurial subjects, feminist political economy

* Professor, Graduate School of Law, Nagoya University

